

二宮町ペット霊園整備基準

(目的)

第1条 この基準は、二宮町の開発事業における手続及び基準等に関する条例施行規則（平成29年二宮町規則第13号。以下「規則」という。）第40条の規定に基づき、ペット霊園の整備に関し、必要な事項を定めるものとする。

(整備基準)

第2条 事業者は、ペット霊園の火葬施設建設をするときには、次のとおり整備するものとする。

- (1) 空気取入口及び煙突の先端部以外に焼却設備内と外気とが接することなく焼却できる構造であること。
- (2) 燃焼室は、主燃焼室と二次燃焼室が設けられ、二次燃焼室の温度が摂氏800度以上になってから、ペットの死骸を供給すること。
- (3) 燃焼室は、ペットの死骸を焼却することにより発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）を十分に抑制する構造であること。
- (4) 燃焼ガスの温度を確認するための炉内温度計を設置すること。
- (5) 燃焼ガスの温度を一定に保持するために必要な装置が設けられていること。この場合において、助燃のための燃料は大気汚染が発生しない良質なものをを使用すること。
- (6) 燃焼中は、常時管理者を置くこと。
- (7) 煙突から黒煙又は火炎を出さないこと。
- (8) 火葬施設は、常に清掃に努め、焼却灰や未燃焼物等が飛散しないようにすること。
- (9) 火葬施設を設けるペット霊園にあつては、取り扱うペットの死骸に適合した冷蔵保管庫を設けること。
- (10) 雨水及び汚水については、公共下水道の基準に則り適切に処理及び排水できる設備を設けること。

(その他)

第3条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、その都度協議する。

附 則

この基準は、平成30年1月1日から施行する。